

公益社団法人日本カーリング 競技者規定細則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会(以下「本協会」という)競技者規定において記された、本協会登録会員(以下「競技者」という)に対する、賞金、賞品、謝金、各種出演料、講演料、肖像権使用料等の収入に関する取り扱いについて詳細を定める。

(定義)

第2条 この規定における賞金・賞品とは、国際競技大会や国内競技大会において、優秀な成績に対して与えられる金品とする。また、本協会が承認した公的機関や企業からの表彰等により与えられる金品もこれに含む。

- 2、この規定における謝金とは、本協会又は本協会正会員が、本協会の定款に定められた「目的」を遂行するための事業(各種カーリングスクール、講習会等の講師)に参加協力した競技者に対して与えられる金銭とする。
- 3、この規定における出演料とは、JOC シンボルアスリート及び JOC ネクストシンボルアスリート 契約選手が、JOC マーケティングプログラムに協力することによって発生した金銭とする。
- 4、上記以外で、本協会の承認を得た商行為により競技者に対し与えられる金銭(肖像権使用料、各種出演料、講演料等)を「その他の収入」という。

(賞金・賞品)

第3条 前条第1項の賞品・賞金及び本協会が承認した公的機関や企業からの表彰により与えられた金品は、当該競技者が全て受領できる。

(謝金)

第4条 第2条第2項の謝金は、当該競技者が全て受領できる。

(出演料)

第5条 第2条第3項の出演料は、当該選手に対する謝金を含んだ競技団体へのプログラム協力謝金と捉え、その20%を本協会が受領し、残り80%を当該競技者が受領できる。尚、当該競技者が未成年の場合は原則として保護者(親権を行う者、親権を行う者がいない時は未成年後見人をいう。)が受領する事とする。

(その他の収入)

第6条 競技者規定第5条に掲げられた行為を行うにあたり、その対価が競技者一人当たり30万円未満である場合は、その全額を当該競技者が受領できるものとする。ただし、その行為を行うに当たり経費負担が、競技者が所属する本協会正会員等に発生した場合、その実費を当該競技者は支払うものとする。

- 2、上記の対価が、一人当たり30万円以上である場合は、その対価の全額の10%を本協会又は本協会正会員が受領し、残り90%を当該競技者が受領できる。なお、協会及び正会員間の配分については、その都度本協会と本協会正会員で協議しその割合を決定する。ただし、その行為を行うに当たり経費負担が本協会正会員等に発生した場合、前項と同様とする。

(マネジメント会社の仲介)

第7条 競技者の申し出によりマネジメント会社を仲介する場合、商行為等で発生する報酬等の配分については、本協会とマネジメント会社にて別途契約を交わすものとする。

(その他の処理)

第8条 この細則に定めのない事項については、必要に応じて理事会で定める。

(付則)

(1)本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2)平成22年7月制定、同日施行

(3)平成29年4月8日改定、同日施行